

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第40号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第4第3号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。